

保保発 0909 第 2 号
年管管発 0909 第 5 号
令和 8 年 9 月 9 日

日本年金機構理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会会長

} 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

保険料調整制度に係る事務の取扱いについて

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号。以下「令和 7 年改正法」という。）の一部が令和 8 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）に施行されることに伴い、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（令和 8 年政令第 272 号。以下「令和 8 年経過措置政令」という。）及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 137 号。以下「令和 8 年経過措置省令」という。）が同年 9 月 4 日に公布されたところである。

これらの法令の内容については、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令等の公布について」（令和 8 年 9 月 4 日付け保発 0904 第 2 号・年発 0904 第 1 号）により日本年金機構理事長、健康保険組合理事長及び健康保険組合連合会会長あて通知されたところであるが、保険料調整制度（令和 7 年改正法附則第 22 条から第 25 条までの規定により、短時間労働者に係る健康保険料額・厚生年金保険料額の一部について徴収を行うことを要しなかったものとみなされる仕組みをいう。以下同じ。）に係る事務の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第 1 保険料調整制度の概要

保険料調整制度とは、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大に

より新たに被保険者の資格を取得する短時間労働者について、新たな保険料負担の発生を回避するために就業調整を行うことがないよう、短時間労働者の手取り収入の減少を抑制するため、短時間労働者本人の保険料負担割合を軽減させとうえで、事業主の保険料負担割合を増加させることを可能とし、当該増加させた事業主の保険料負担割合分の健康保険料額・厚生年金保険料額（以下「保険料調整額」という。）については、徴収を行うことを要しなかったものとみなし、当該保険料調整額を事業主に還付（※）することとするものである（令和 7 年改正法附則第 22 条から第 25 条まで）。

※ この還付については、当初に納入の告知をした保険料額が、当該事業主が納付すべき保険料額を超えていたものとして取扱い、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 164 条第 1 項及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）第 83 条第 2 項の規定により「その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとする。また、厚生年金保険料額に係る保険料調整額が還付された場合でも、対象の被保険者の将来の年金給付額には影響を及ぼさない取扱いとする。

第 2 保険料調整制度の対象事業所及び対象被保険者

1 保険料調整制度の対象事業所

保険料調整制度の対象となる事業所は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事業所（以下「保険料調整対象事業所」という。）である。

- ① 施行日以後に任意特定適用事業所となった適用事業所（令和 7 年改正法附則第 22 条第 1 項第 1 号及び第 24 条第 1 項第 1 号）
- ② 令和 17 年 10 月 1 日に、企業規模要件の撤廃により新たに短時間労働者が健康保険・厚生年金保険の適用対象となる企業規模 10 人以下の適用事業所（令和 7 年改正法附則第 22 条第 1 項第 2 号及び第 24 条第 1 項第 2 号）
- ③ 令和 9 年 10 月 1 日以後に企業規模 50 人以下の特定適用事業所となった適用事業所（令和 7 年改正法附則第 22 条第 1 項第 3 号及び第 2 項並びに第 24 条第 1 項第 3 号及び第 2 項）
- ④ 令和 9 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日までの間に任意適用事業所となった事業所のうち、任意適用事業所となった日に企業規模 51 人以上の特定適用事業所となった事業所（令和 7 年改正法附則第 22 条第 1 項第 4 号及び第 24 条第 1 項第 4 号並びに令和 8 年経過措置政令第 1 条第 1 号及び第 9 条第 1 号）
- ⑤ 令和 9 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日までの間に企業規模 51 人以上の特定適用事業所となった任意適用事業所（①から④までのいずれかに該当する適用事業所を除く。）（令和 8 年経過措置政令第 1 条第 2 号及び第 9 条第 2 号並びに令和 8 年経過措置省令第 3 条及び第 9 条）
- ⑥ 令和 17 年 10 月 1 日以後に任意適用事業所となった事業所（施行日から令和 17 年 9 月 30 日までの間に特定適用事業所となった事業所、①から⑤までのいず

れかに該当したことがある事業所及び同年 10 月 1 日以後に任意適用の取消しをした事業所を除く。)(令和 7 年改正法附則第 23 条第 1 項及び第 25 条第 1 項並びに令和 8 年経過措置政令第 7 条第 2 号から第 4 号まで及び第 13 条第 2 号から第 4 号まで)

なお、次の⑦から⑫までのいずれかに該当する事業所は、保険料調整制度の適用の申出を行うことができない。

- ⑦ 施行日において、既に短時間労働者が健康保険・厚生年金保険の適用対象である事業所(特定適用事業所、特定適用事業所不該当届を提出していない事業所又は任意特定適用事業所)(令和 8 年経過措置政令第 6 条第 1 号から第 3 号まで、第 7 条第 1 号、第 12 条第 1 号から第 3 号まで及び第 13 条第 1 号)
- ⑧ 施行日以後に適用事業所となった事業所(任意適用事業所を除く。)のうち、適用事業所となった日に企業規模 51 人以上の特定適用事業所となった事業所(令和 8 年経過措置政令第 6 条第 4 号及び第 12 条第 4 号)
- ⑨ ①から⑤までのいずれかに該当した日の前日までの間に企業規模 51 人以上の特定適用事業所となった事業所(令和 8 年経過措置政令第 6 条第 5 号及び第 12 条第 5 号)
- ⑩ ①から⑤までのいずれかに該当したにもかかわらず、申出期限(第 3 の 1 に規定する申出期限をいう。)内に保険料調整制度の開始申出をしないで、当該該当した状態が解消した後に、再び①から⑤までのいずれかに該当した事業所(令和 8 年経過措置政令第 6 条第 6 号及び第 12 条第 6 号)
- ⑪ 国又は地方公共団体の適用事業所
- ⑫ 既に保険料調整制度の開始申出をしたことがある事業所

2 保険料調整制度の対象被保険者

保険料調整制度の対象となる被保険者は、保険料調整対象事業所に使用される被保険者のうち、次の①から④までのいずれにも該当する被保険者(以下「保険料調整対象被保険者」という。)である(令和 7 年改正法附則第 22 条第 12 項、第 23 条第 3 項、第 24 条第 11 項及び第 25 条第 3 項)。

- ① 1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満であること
- ② 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ③ 学生でないこと
- ④ 標準報酬月額が 12 万 6 千円以下であること

なお、次の⑤から⑧までのいずれかに該当する被保険者は、保険料調整制度の対象外である。

- ⑤ 70 歳以上の厚生年金保険高齢任意加入被保険者(※)(令和 7 年改正法附則第 22 条第 12 項及び第 23 条第 3 項)

※ 70 歳以上の厚生年金保険高齢任意加入被保険者が健康保険に加入している場合、健康保険料は保険料調整制度の対象となる。

- ⑥ 育児休業等期間中により保険料免除となっている被保険者
- ⑦ 産前産後休業期間中により保険料免除となっている被保険者
- ⑧ 2 以上の適用事業所に使用されている被保険者

第3 保険料調整制度に係る具体的事務の取扱い

保険料調整制度に係る具体的な事務の取扱いは、以下のとおりとする。

1 保険料調整制度の開始申出

保険料調整制度は、次の①から⑥までに掲げる保険料調整対象事業所の区分に応じ、①から⑥までに定める日から起算して2年を経過した日が属する月の前月までの間（以下「申出期限」という。）に、事業主が、日本年金機構に対しては保険料調整開始申出書（別添1－1）を、健康保険組合に対しては保険料調整開始申出書（別添1－2）を提出することで、その利用を開始することができる（令和8年経過措置省令第1条及び第7条）。

この場合、日本年金機構及び健康保険組合は「保険料調整開始のお知らせ」を事業主に送付することとする。

なお、①から⑥までに掲げる保険料調整対象事業所の区分に複数該当する場合は、①から⑥まで（該当する区分に限る。）に定める日のうち最も早く到来した日から起算して2年を経過した日が属する月の前月までの間を申出期限とする。

また、健康保険に係る開始申出と厚生年金保険に係る開始申出は、同時に行わなければならないが、全国健康保険協会が管掌する健康保険に係る開始申出については、厚生年金保険に係る開始申出書に併記して行うものとする（令和7年改正法附則第22条第3項、第23条第2項、第24条第3項及び第25条第2項並びに令和8年経過措置省令第1条及び第7条）。

- ① 第2の1①の事業所：任意特定適用事業所となることの申出が受理された日
- ② 第2の1②の事業所：令和17年10月1日
- ③ 第2の1③の事業所：特定適用事業所となった日
- ④ 第2の1④の事業所：任意適用事業所となった日（同日に企業規模51人以上の特定適用事業所となった場合）
- ⑤ 第2の1⑤の事業所：企業規模51人以上の特定適用事業所となった日
- ⑥ 第2の1⑥の事業所：任意適用事業所となった日

※ 保険料調整開始申出書による申出があった日（日本年金機構及び健康保険組合が保険料調整開始申出書を受理した日）の属する月から保険料調整を開始するため、開始年月の遡及は認めない取扱いとする。

2 保険料調整制度の対象期間

保険料調整制度の対象期間（以下「保険料調整対象期間」という。）は、保険料調整開始申出書による申出があった日（保険料調整開始申出書を受理した日）の属

する月から通算して 36 月間とし、事業所ごとに通算する（令和 7 年改正法附則別表第 2 及び第 3）。

なお、保険料調整制度を利用している事業所が一括適用事業所となった場合で、当該利用している事業所が適用事業所として存続するときは、そのまま保険料調整制度の利用が続くこととし、保険料調整対象期間も引き継ぐものとする。

3 保険料調整制度の対象保険料及び保険料調整額の計算方法

保険料調整制度の対象となる健康保険料・厚生年金保険料は、保険料調整対象被保険者の標準報酬月額に係る健康保険料・厚生年金保険料であって、それぞれ健保法第 180 条第 1 項・厚年法第 86 条第 1 項の規定により指定された期限（以下「督促状により指定する期限」という。）を経過していないものである（令和 7 改正法第附則第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 25 条第 1 項）。

なお、標準賞与額に係る健康保険料・厚生年金保険料、介護保険料及び子ども・子育て支援金は、保険料調整制度の対象外である。

また、各保険料調整対象被保険者の保険料調整額は、各保険料調整対象被保険者の標準報酬月額に健康保険料率又は厚生年金保険料率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合（令和 7 年改正法附則第 22 条第 1 項又は第 24 条第 1 項に規定する増加負担割合をいう。）を乗じて得た額である（令和 7 改正法第附則第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 25 条第 1 項）。

この場合、各保険料調整対象被保険者の保険料調整額に 50 銭未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨てて計算し、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときは当該端数を 1 円として計算する（令和 8 年経過措置政令第 3 条及び第 10 条）。

4 保険料調整額の還付

ある月分の保険料調整額（※）は、当該月の 4 月後までに健康保険料額・厚生年金保険料額に充当することで事業主に還付する。

この場合、日本年金機構及び健康保険組合は「保険料調整通知書」を事業主に送付することとする。

ただし、保険料調整制度の対象となる健康保険料・厚生年金保険料を滞納し、督促状により指定する期限までに納付しなかった場合は、当該滞納した月分の保険料調整額は還付せず、日本年金機構及び健康保険組合は「保険料調整不該当通知書」を事業主に送付することとする。

※ 事業主に還付する保険料調整額は、当該事業所に使用される各保険料調整対象被保険者の保険料調整額の合算額となる。

5 保険料調整制度の停止及び停止解除

保険料調整制度を利用している事業所において、保険料調整対象期間中かつ申出期限内に、保険料調整額が 0 円となった場合（事業所に使用される保険料調整対象被保険者が 0 人となった場合）は、保険料調整制度の利用が停止され、当該事業

所における保険料調整対象期間の通算が停止される（令和 7 年改正法附則第 22 条第 4 項、第 23 条第 2 項、第 24 条第 4 項及び第 25 条第 2 項）（※ 1）。

この場合、日本年金機構及び健康保険組合は、保険料調整額が 0 円となった月以後の保険料調整制度の利用を職権で停止することとし、日本年金機構及び健康保険組合は「保険料調整停止のお知らせ」を事業主に送付することとする（※ 2）。

ただし、事業主は、申出期限内に、日本年金機構に対しては保険料調整停止解除申出書（別添 1－1）を、健康保険組合に対しては保険料調整停止解除申出書（別添 1－2）を提出することで、当該申出書が受理された日の属する月から保険料調整制度の利用を再開することができる（令和 7 年改正法附則第 22 条第 5 項、第 23 条第 2 項、第 24 条第 5 項及び第 25 条第 2 項）。

また、保険料調整対象期間中かつ申出期限後に、保険料調整額が 0 円となった場合（事業所に使用される保険料調整対象被保険者が 0 人となった場合）は、保険料調整制度の利用は停止されない。

なお、保険料調整額が 0 円となった後（保険料調整対象被保険者が 0 人となった後）、日本年金機構及び健康保険組合から事業主に対して「保険料調整停止のお知らせ」が送付されるまでに一定の期間を要するところ、特に申出期限の直前に保険料調整制度の利用が停止された場合等において、「保険料調整停止のお知らせ」が送付されるまでの間であっても事業主が申出期限内に適切に保険料調整停止解除申出書を提出することができるよう、上記の場合が生じ得ることや「保険料調整停止のお知らせ」が届く前であっても保険料調整停止解除申出書の提出が可能であることに十分留意すること。

※ 1 保険料調整対象期間中に企業規模が変化したことによって保険料調整制度の利用が停止されることはない。なお、保険料調整対象事業所が特定適用事業所不該当届を提出した場合又は任意特定適用事業所でなくなった場合、短時間労働者を適用する事業所でなくなることから、対象被保険者が 0 人となったものと同様に扱う。

※ 2 特定適用事業所不該当届を提出したため又は任意特定適用事業所でなくなったため保険料調整制度の利用が停止された場合は、「保険料調整停止のお知らせ」は送付しない。

6 保険料調整制度の終了

保険料調整対象期間が通算して 36 月間が経過した場合、保険料調整制度の利用は終了する。

また、保険料調整対象事業所の事業主が、自身の保険料負担割合を増加させて負担すべき健康保険料又は厚生年金保険料を負担していない場合、当該負担していない月分以後について、保険料調整制度の利用は終了する（令和 8 年経過措置政令第 8 条及び第 14 条）。

この場合、申出期限内であったとしても、再度開始申出をすることはできない。

7 保険料調整額変更事由該当届

次の①又は②の場合には、日本年金機構に対しては保険料調整額変更事由該当届（別添1－3）を、健康保険組合に対しては保険料調整額変更事由該当届（別添1－4）を提出しなければならない（令和8年経過措置省令第4条、第5条、第10条及び第11条）。

- ① 保険料調整対象被保険者が、被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失した（以下「同月得喪した」という。）場合
- ② 保険料調整額の変更が生じうる申出又は届出について、当該申出又は届出を要する事由が発生した日から80日間を経過した後に当該申出又は届出を行うことで、保険料調整額に変更が生じる場合（※）

※ 当該申出又は届出が不備等で返戻となり再度提出した場合で当該再度提出した日が80日間を経過したため保険料調整額に変更が生じるときや、当該申出又は届出は80日間を経過する前に行われたが審査に時間を要し保険料調整額に変更が生じる場合を含む。

なお、①の場合における保険料調整額の還付については、次の取扱いによることとする。

- ・ 健康保険料額に係る保険料調整額は、同月得喪した月の4月後までに健康保険料額に充当することで還付することとする。
- ・ 厚生年金保険料額に係る保険料調整額は、同月得喪した月の4月後までに、厚生年金保険料額の保険料計算時に国民年金又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得していることが確認できた場合は還付不要とする。確認できなかった場合は、同月得喪した月の6月後の厚生年金保険料額の保険料計算時に国民年金又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得していることを再度確認し、当該取得が確認できた場合は還付不要とし、当該取得が確認できなかった場合は当該6月後に厚生年金保険料額に充当することで還付することとする。

また、②の場合における保険料調整額の変更が生じうる届出について、被保険者所属選択・二以上事業所勤務届の届出も保険料調整額の変更が生じうる届出となるため、事業主が、被保険者が2以上事業所勤務となったこと又は2以上事業所勤務ではなくなったことを2以上事業所勤務被保険者決定（又は解除）通知書等により把握した場合であって、当該届出が、届出を要する事由が発生した日から80日間を経過した後に行われていることを把握したときには、保険料調整額変更事由該当届を日本年金機構及び健康保険組合に提出しなければならないことに十分留意すること。

第4 施行日から令和9年1月までの間の日本年金機構における暫定的事務取扱い

施行日から令和9年1月までの間における暫定的な事務の取扱いは、以下のとおりとする。

1 令和8年10月に受理した保険料調整開始申出書について

令和 8 年 10 月に受理した保険料調整開始申出書の審査及び当該申出書に係る「保険料調整開始のお知らせ」の送付は、令和 9 年 2 月に行うこととする。

この場合、日本年金機構は保険料調整開始申出書を受理した後に、「保険料調整開始のお知らせ」の送付時期、保険料調整額の還付方法等を記載した「保険料調整開始申出書受付控」を、事業主に送付することとする。

なお、令和 8 年 10 月分の保険料調整額は、令和 9 年 2 月に健康保険料額・厚生年金保険料額に充当することとなるため、令和 8 年 10 月分の「保険料調整通知書」は令和 9 年 2 月に事業主に送付することとする。

2 令和 8 年 11 月から令和 9 年 1 月までの間に受理した保険料調整開始申出書について

令和 8 年 11 月から令和 9 年 1 月までの間に受理した保険料調整開始申出書の審査及び当該申出書に係る「保険料調整開始のお知らせ」の送付は、令和 9 年 2 月に行うこととする。

この場合、日本年金機構は保険料調整開始申出書を受理した後に、「保険料調整開始のお知らせ」の送付時期、保険料調整額の還付方法等を記載した「保険料調整開始申出書受付控」を、事業主に送付することとする。

なお、令和 8 年 11 月分から令和 9 年 1 月分の保険料調整額は、それぞれ同年 3 月から 5 月までに健康保険料額・厚生年金保険料額に充当することとなるため、令和 8 年 11 月分から令和 9 年 1 月分の「保険料調整通知書」はそれぞれ同年 3 月から 5 月までに事業主に送付することとする。

第 5 制度周知

日本年金機構のホームページの活用等により制度周知を十分に行うこと。また、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大に係る制度周知等の実施に当たっては、保険料調整制度のパンフレット等を用いて、丁寧に保険料調整制度の案内をすること。

第 6 その他

健康保険組合に提出する保険料調整開始申出書、保険料調整停止解除申出書及び保険料調整額変更事由該当届については、記載内容に漏れがない限り、別添 1－2 及び別添 1－4 と異なる様式を使用する又は所要の変更(調整)を加えても差し支えない。

届書コード	処理区分	届書
1 2 1		

別添1-1

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担 当 者

健康保険
厚生年金保険

保険料調整(開始／停止解除)申出書

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	① 事業所 整理記号	-	② 事業所 番 号	
	事業所 所在地	〒 -		
	事業所 名 称			
	事業主 氏 名			
	電話番号	()		

受付印

社会保険労務士記載欄
氏 名 等

重点確認項目の内容をすべて確認した上で、以下のとおり申出します。

1. 開始／停止解除(再開)の別

申 出	③ 開始／停止 解除(再開) の別	1 開始 2 停止解除(再開)	職員 記入 欄	④※ 開始年月	令和 年 月	⑤※ 事業所 区分	
-----	-------------------------	--------------------	---------------	------------	--------	-----------------	--

※「④」「⑤」は記入不要です。

2. 基準日(特定適用事業所または任意特定適用事業所に該当した日)

基準日	⑥ 対象事業所となった事由	⑦ 基準日(該当年月日)
	1 令和8年10月1日以降に任意特定適用事業所に該当	令和 年 月 日
	2 令和9年10月1日以降の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大により特定適用事業所に該当	ア 令和 9 年 10 月 1 日 (被保険者数36～50人) イ 令和 11 年 10 月 1 日 (被保険者数21～35人) ウ 令和 14 年 10 月 1 日 (被保険者数11～20人) エ 令和 17 年 10 月 1 日 (被保険者数10人以下)
	3 令和9年10月2日以降の上記イ～エ以外の年月日に、新規適用と同時に、または被保険者数の増加により特定適用事業所に該当	令和 年 月 日

【重点確認項目】

- 調整終了月分の保険料まで、対象となる被保険者の保険料(保険料調整制度による負担軽減額分)について、事業主で必ずあらかじめ追加負担し、対象となる被保険者全員の保険料負担を軽減します。
- 事業主の追加負担の終了は任意でできないこと、希望した一部の対象被保険者のみ制度を利用することはできないことについて理解しました。
- 賞与に係る保険料や、介護保険料、子ども・子育て支援金は、本制度の対象外であることについて理解しました。
- 二以上事業所勤務被保険者、厚生年金保険高齢任意加入被保険者については、本制度の対象外であることについて理解しました。
- 被保険者資格取得届等の提出及び保険料の納付は、法令で定められた期限までに行います。
- 制度開始後、申出期限内(基準日から2年を経過した日が属する月の前月まで)に対象被保険者が0人となった場合は制度利用が自動停止されること、「停止解除(再開)」を希望する場合は申出期限内に申出が必要であることを理解しました。
- 対象被保険者について、被保険者資格を取得した月にその資格を喪失(同月得喪)した場合や、事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったことにより、保険料調整額に変更が生じる場合は、「保険料調整額変更事由該当届」の提出が必要となることを理解しました。

この申出書は、保険料調整制度の開始を申し出る場合に提出していただくものです。

保険料調整制度の開始を申し出た場合は、事業主が対象となる被保険者の社会保険料を一時的に一部負担することで、通算3年間、被保険者の保険料負担を軽減できます。
保険料調整制度の対象となる被保険者は、標準報酬月額が126,000円以下の短時間労働者です。

- ・ 制度利用の申出期限は、事業所が制度の利用が可能となった日（基準日）から2年を経過した日が属する月の前月までです。
- ・ 調整期間は通算3年間（36か月）です。
- ・ 被保険者の保険料軽減割合は、標準報酬月額に応じて決まっています。
また、制度利用3年目（25月目～36月目）は保険料軽減割合が1・2年目の半分となります。
- ・ 事業所単位で適用が決まる制度であり、制度を利用する事業所に勤務する全ての対象被保険者に制度が適用されます。
希望した一部の対象被保険者のみ、制度を利用することはできません。
- ・ 事業主が一時的に追加負担した保険料は、還付（3か月後の保険料から差し引き）されます。
（例）7月分の保険料の納付時に、4月分の追加負担額を還付（7月分の保険料額から差し引き）します。
- ・ 保険料を納付期限までに納付せず、督促状の指定する期限までもに納付しなかった場合は、その月の追加負担額は還付されません。
- ・ 産休期間中・育休期間中で、健康保険料・厚生年金保険料が免除されている被保険者は対象外です。
- ・ 制度利用の申出期限より後に対象被保険者数が0人となった場合は、自動停止されません。
- ・ 一度保険料調整制度を利用した事業所は、再び保険料調整制度を利用することはできません。（停止解除（再開）の申出を除く。）

記入方法

提出者記入欄：事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

①事業所整理記号	01 - イロハ	②事業所番号	12345
----------	----------	--------	-------

③ 開始／停止解除（再開）の別：下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

1 開始	保険料調整制度の開始を申し出る場合
2 停止解除（再開）	申出期限内に対象被保険者が0人であることにより自動停止されたため、保険料調整制度の停止解除（再開）を申し出る場合

⑥ 対象事業所となった事由：下図を参照し、⑥の該当する番号を○で囲んでください。1または3の場合はその年月日を⑦に記入し、2の場合は該当日をア～エから選び○で囲んでください。

1 令和8年10月1日以降に任意特定適用事業所に該当	1を○で囲み、「特定適用事業所該当通知書（任意）」で通知された特定適用事業所該当年月日を⑦に記入してください。
2 令和9年10月1日以降の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大により特定適用事業所に該当	2を○で囲み、「特定適用事業所該当通知書」で通知された特定適用事業所該当年月日を⑦のア～エから選んで○で囲んでください。
3 令和9年10月2日以降に上記ア～エ以外の年月日に、新規適用と同時に、または被保険者数の増加により特定適用事業所に該当	3を○で囲み、「特定適用事業所該当通知書」で通知された特定適用事業所該当年月日を⑦に記入してください。

＜健康保険・厚生年金保険の適用拡大について＞
令和7年年金制度改正法により、以下のとおり短時間労働者に対する適用拡大が行われます。

- ・ 令和9年10月1日 厚生年金保険の被保険者数が36～50人の事業所に対する適用拡大
- ・ 令和11年10月1日 厚生年金保険の被保険者数が21～35人の事業所に対する適用拡大
- ・ 令和14年10月1日 厚生年金保険の被保険者数が11～20人の事業所に対する適用拡大
- ・ 令和17年10月1日 厚生年金保険の被保険者数が10人以下の事業所に対する適用拡大（企業規模要件の撤廃）

健康保険

保険料調整(開始／停止解除)申出書

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	①事業所 整理記号		-		②事業所 番 号	
	事業所 所在地	〒				
	事業所 名 称					
	事業主 氏 名					
	電話番号	(.....)				

受付印

社会保険労務士記載欄

氏 名 等

重点確認項目の内容をすべて確認した上で、以下のとおり申出します。

1. 開始／停止解除(再開)の別

申 出	③ 開始／停止 解除(再開) の別	1 開始	職員 記入 欄	④※ 開始年月	令和 年 月	⑤※ 事業所 区分	
		2 停止解除(再開)					

※「④」「⑤」は記入不要です。

2. 基準日(特定適用事業所または任意特定適用事業所に該当した日)

基準 日	⑥	対象事業所となった事由	⑦	基準日(該当年月日)
	1	令和8年10月1日以降に任意特定適用事業所に該当	令和 年 月 日	
	2	令和9年10月1日以降の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大により特定適用事業所に該当	ア 令和 9 年 10 月 1 日 (被保険者数36～50人) イ 令和 11 年 10 月 1 日 (被保険者数21～35人) ウ 令和 14 年 10 月 1 日 (被保険者数11～20人) エ 令和 17 年 10 月 1 日 (被保険者数10人以下)	
	3	令和9年10月2日以降の上記イ～エ以外の年月日に、新規適用と同時に、または被保険者数の増加により特定適用事業所に該当	令和 年 月 日	

【重点確認項目】

- 調整終了月分の保険料まで、対象となる被保険者の保険料(保険料調整制度による負担軽減額分)について、事業主で必ずあらかじめ追加負担し、対象となる被保険者全員の保険料負担を軽減します。
- 事業主の追加負担の終了は任意でできないこと、希望した一部の対象被保険者のみ制度を利用することはできないことについて理解しました。
- 賞与に係る保険料や、介護保険料、子ども・子育て支援金は、本制度の対象外であることについて理解しました。
- 二以上事業所勤務被保険者、厚生年金保険高齢任意加入被保険者については、本制度の対象外であることについて理解しました。
- 被保険者資格取得届等の提出及び保険料の納付は、法令で定められた期限までに行います。
- 制度開始後、申出期限内(基準日から2年を経過した日が属する月の前月まで)に対象被保険者が0人となった場合は制度利用が自動停止されること、「停止解除(再開)」を希望する場合は申出期限内に申出が必要であることを理解しました。
- 対象被保険者について、被保険者資格を取得した月にその資格を喪失(同月得喪)した場合や、事実発生日から80日が経過したのに申出又は届出を行ったことにより、保険料調整額に変更が生じる場合は、「保険料調整額変更事由該当届」の提出が必要となることを理解しました。

この申出書は、保険料調整制度の開始を申し出る場合に提出していただくものです。

保険料調整制度の開始を申し出た場合は、事業主が対象となる被保険者の社会保険料を一時的に一部負担することで、通算3年間、被保険者の保険料負担を軽減できます。
保険料調整制度の対象となる被保険者は、標準報酬月額が126,000円以下の短時間労働者です。

- ・ 制度利用の申出期限は、事業所が制度の利用が可能となった日（基準日）から2年を経過した日が属する月の前月までです。
- ・ 調整期間は通算3年間（36か月）です。
- ・ 被保険者の保険料軽減割合は、標準報酬月額に応じて決まっています。
また、制度利用3年目（25月目～36月目）は保険料軽減割合が1・2年目の半分となります。
- ・ 事業所単位で適用が決まる制度であり、制度を利用する事業所に勤務する全ての対象被保険者に制度が適用されます。
希望した一部の対象被保険者のみ、制度を利用することはできません。
- ・ 事業主が一時的に追加負担した保険料は、還付（○か月後の保険料から差し引き）されます。
（例）7月分の保険料の納付時に、○月分の追加負担額を還付（7月分の保険料額から差し引き）します。
- ・ 保険料を納付期限までに納付せず、督促状の指定する期限までにも納付しなかった場合は、その月の追加負担額は還付されません。
- ・ 産休期間中・育休期間中で、健康保険料・厚生年金保険料が免除されている被保険者は対象外です。
- ・ 制度利用の申出期限より後に保険料調整額が0円となった場合（対象被保険者数が0人となった場合）は、自動停止されません。
- ・ 一度保険料調整制度を利用した事業所は、再び保険料調整制度を利用することはできません。（停止解除（再開）の申出を除く。）

記入方法

提出者記入欄：事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

①事業所整理記号	01	-	イロハ	②事業所番号	12345
----------	----	---	-----	--------	-------

③ 開始／停止解除（再開）の別：下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

1 開始	保険料調整制度の開始を申し出る場合
2 停止解除（再開）	申出期限内に保険料調整額が0円（対象被保険者が0人）であることにより自動停止されたため、保険料調整制度の停止解除（再開）を申し出る場合

⑥ 対象事業所となった事由：下図を参照し、⑥の該当する番号を○で囲んでください。1または3の場合はその年月日を⑦に記入し、2の場合は該当日をア～エから選び○で囲んでください。

1 令和8年10月1日以降に任意特定適用事業所に該当	1を○で囲み、「特定適用事業所該当通知書（任意）」で通知された特定適用事業所該当年月日を⑦に記入してください。
2 令和9年10月1日の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大により特定適用事業所に該当	2を○で囲み、「特定適用事業所該当通知書」で通知された特定適用事業所該当年月日を⑦のア～エから選んで○で囲んでください。
3 令和9年10月2日以降に上記ア～エ以外の年月日に、新規適用と同時に、または被保険者数の増加により特定適用事業所に該当	3を○で囲み、「特定適用事業所該当通知書」で通知された特定適用事業所該当年月日を⑦に記入してください。

<健康保険・厚生年金保険の適用拡大について>
令和7年年金制度改正法により、以下のとおり短時間労働者に対する適用拡大が行われます。

- ・ 令和9年10月1日 厚生年金保険の被保険者数が36～50人の事業所に対する適用拡大
- ・ 令和11年10月1日 厚生年金保険の被保険者数が21～35人の事業所に対する適用拡大
- ・ 令和14年10月1日 厚生年金保険の被保険者数が11～20人の事業所に対する適用拡大
- ・ 令和17年10月1日 厚生年金保険の被保険者数が10人以下の事業所に対する適用拡大（企業規模要件の撤廃）

様式コード			
2	8	0	3

健康保険
厚生年金保険

保険料調整額変更事由該当届



令和 年 月 日提出

別添1-3

提出者記入欄	① 事業所整理記号	-	② 事業所番号	
	事業所所在地	〒 -		
	事業所名称			
	事業主氏名			
	電話番号	()		

受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

以下の対象被保険者について、「被保険者資格を取得した月にその資格を喪失(同月得喪)したこと」または「事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったこと」により、保険料調整額に変更が生じることから届出します。

1. 対象被保険者

下欄の③④を記入してください。 ※複数名記入することはできません。

対象者	③ 被保険者整理番号		④ 氏名	(フリガナ)

2. 保険料調整額の変更事由

(1) 下欄の⑤について、該当する項目の数字を○で囲んでください。

事由	⑤ 変更事由	1 被保険者資格を取得した月にその資格を喪失(同月得喪)したため
		2 事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったため

(2) (1)の変更事由で「2 事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったため」を選択した場合

下欄の⑥について、対象被保険者の保険料調整額に変更が生じる遡及届書の種別を下記のア～キから選び、事実発生日(資格や標準報酬月額等に変更が生じる年月日)を記入してください。

遡及届書内容	⑥ 遡及届書の種別・事実発生日(資格や標準報酬月額等に変更が生じる年月日)	ア	被保険者資格取得届	資格取得年月日	令和 年 月 日
		イ	被保険者資格喪失届	資格喪失年月日	令和 年 月 日
		ウ	被保険者報酬月額変更届	改定年月	令和 年 月
		エ	被保険者報酬月額算定基礎届	適用年月	令和 年 9 月
		オ	産前産後休業取得者申出書／変更(終了)届	産前産後休業開始年月日	令和 年 月 日
			産前産後休業終了(予定)年月日	令和 年 月 日	
		カ	育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届	育児休業等開始年月日	令和 年 月 日
		育児休業等終了(予定)年月日	令和 年 月 日		
	キ	その他の届書(ア～カ以外の届書の場合) ※届書名及び事実発生日を記入してください。 【届書名】 【事実発生日】			

備考	
----	--

この届書は、「被保険者資格を取得した月にその資格を喪失(同月得喪)したこと」または「事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったこと」により、保険料調整額に変更が生じる場合に提出していただくものです。

・「保険料調整額変更事由該当届」は、該当する対象被保険者ごとに届出をしてください。

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

①事業所整理記号	0	1	-	イ	ロ	ハ	②事業所番号	1	2	3	4	5
----------	---	---	---	---	---	---	--------	---	---	---	---	---

- ③ 被保険者整理番号 : 対象被保険者の被保険者整理番号を記入してください。
- ④ 被保険者氏名 : 対象被保険者の氏名を記入してください。
- ⑤ 変更事由 : 下図を参照し、保険料調整額に変更が生じる事由として該当する番号を○で囲んでください。
なお、1及び2のどちらにも該当する場合は、両方の番号を○で囲んでください。

1	被保険者資格を取得した月にその資格を喪失(同月得喪)したため
2	事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったため

⑤変更事由で「2 事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったため」を選んだ場合、⑥を記入してください。

- ⑥ 遡及届書の種別・事実発生日 (資格や標準報酬月額等に変更が生じる年月日) : 下図を参照し、遡及する申出又は届出の種別をア～キから選び、事実発生日を記入してください。

ア	被保険者資格取得届の場合、事実発生日は「資格取得年月日」を記入してください。
イ	被保険者資格喪失届の場合、事実発生日は「資格喪失年月日」を記入してください。
ウ	被保険者報酬月額変更届の場合、事実発生日は「改定年月」を記入してください。
エ	被保険者報酬月額算定基礎届の場合、事実発生日は「適用年月」を記入してください。
オ	・ 産前産後休業取得者申出書の場合、事実発生日は「産前産後休業開始年月日」及び「産前産後休業終了予定年月日」を記入してください。 ・ 産前産後休業取得者変更(終了)届の場合、事実発生日は変更後の「産前産後休業開始年月日」及び「産前産後休業終了予定年月日」を記入してください。
カ	・ 育児休業等取得者申出書の場合、事実発生日は「育児休業等開始年月日」及び「育児休業等終了(予定)年月日」を記入してください。 ・ 育児休業等取得者申出書(延長)又は終了届の場合、事実発生日は変更後の「育児休業等開始年月日」及び「育児休業等終了(予定)年月日」を記入してください。
キ	遡及届書がア～カ以外の場合、届書名及び事実発生日を記入してください。 (届書例:被保険者区分変更届、被保険者所属選択・二以上事業所勤務届等)

※ 対象被保険者の保険料調整額に変更が生じる遡及届書が複数ある場合は、該当する届書の種別をすべて選び、それぞれの事実発生日を記入してください。

(例) 事実発生日から80日が経過したのちに「被保険者資格取得届」及び「被保険者報酬月額変更届」を同時に提出したことで保険料調整額に変更が生じる場合は、⑥遡及届書の種別・事実発生日欄のア及びウを○で囲み、それぞれの事実発生日を記入してください。

お知らせ

- ・ 事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行った場合で、当該申出又は届出により対象被保険者の保険料調整額に変更がない場合は、この届書の提出は必要ありません。

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	①事業所 整理記号		-							②事業所 番号									受付印
	事業所 所在地																		
	事業所 名称																		
	事業主 氏名																		
	電話番号	()																	

社会保険労務士記載欄
氏名等

以下の対象被保険者について、「被保険者資格を取得した月にその資格を喪失(同月得喪)したこと」または「事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったこと」により、保険料調整額に変更が生じることから届出します。

1. 対象被保険者

下欄の③④を記入してください。※複数名記入することはできません。

対象者	③	被保険者 整理番号		④	氏名	(フリガナ)

2. 保険料調整額の変更事由

(1) 下欄の⑤について、該当する項目の数字を○で囲んでください。

事由	⑤ 変更事由	1 被保険者資格を取得した月にその資格を喪失(同月得喪)したため
		2 事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったため

(2) (1)の変更事由で「2 事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったため」を選択した場合

下欄の⑥について、対象被保険者の保険料調整額に変更が生じる遡及届書の種別を下記のア～キから選び、事実発生日(資格や標準報酬月額等に変更が生じる年月日)を記入してください。

遡及届書内容	⑥ 遡及届書の種別・事実発生日(資格や標準報酬月額等に変更が生じる年月日)	ア	被保険者資格取得届	資格取得年月日	令和 年 月 日
		イ	被保険者資格喪失届	資格喪失年月日	令和 年 月 日
		ウ	被保険者報酬月額変更届	改定年月	令和 年 月
		エ	被保険者報酬月額算定基礎届	適用年月	令和 年 9 月
		オ	産前産後休業取得者申出書／変更(終了)届	産前産後休業開始年月日	令和 年 月 日
			産前産後休業終了(予定)年月日	令和 年 月 日	
		カ	育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届	育児休業等開始年月日	令和 年 月 日
		育児休業等終了(予定)年月日	令和 年 月 日		
	キ	その他の届書(ア～カ以外の届書の場合)		※届書名及び事実発生日を記入してください。 【届書名】 【事実発生日】	

備考

この届書は、「被保険者資格を取得した月にその資格を喪失(同月得喪)したこと」または「事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったこと」により、保険料調整額に変更が生じる場合に提出していただくものです。

・「保険料調整額変更事由該当届」は、該当する対象被保険者ごとに届出をしてください。

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号を記入してください。

①事業所 整理記号	0	1	-	イ	ロ	ハ	②事業所 番号	1	2	3	4	5
--------------	---	---	---	---	---	---	------------	---	---	---	---	---

- ③ 被保険者整理番号 : 対象被保険者の被保険者整理番号を記入してください。
- ④ 被保険者氏名 : 対象被保険者の氏名を記入してください。
- ⑤ 変更事由 : 下図を参照し、保険料調整額に変更が生じる事由として該当する番号を○で囲んでください。
なお、1及び2のどちらにも該当する場合は、両方の番号を○で囲んでください。

1	被保険者資格を取得した月にその資格を喪失(同月得喪)したため
2	事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったため

⑤変更事由で「2 事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行ったため」を選んだ場合、⑥を記入してください。

⑥ 遡及届書の種別・事実発生日 : 下図を参照し、遡及する申出又は届出の種別をア～キから選び、事実発生日を記入してください。
(資格や標準報酬月額等に変更が生じる年月日)

ア	被保険者資格取得届の場合、事実発生日は「資格取得年月日」を記入してください。
イ	被保険者資格喪失届の場合、事実発生日は「資格喪失年月日」を記入してください。
ウ	被保険者報酬月額変更届の場合、事実発生日は「改定年月」を記入してください。
エ	被保険者報酬月額算定基礎届の場合、事実発生日は「適用年月」を記入してください。
オ	・ 産前産後休業取得者申出書の場合、事実発生日は「産前産後休業開始年月日」及び「産前産後休業終了予定年月日」を記入してください。 ・ 産前産後休業取得者変更(終了)届の場合、事実発生日は変更後の「産前産後休業開始年月日」及び「産前産後休業終了予定年月日」を記入してください。
カ	・ 育児休業等取得者申出書の場合、事実発生日は「育児休業等開始年月日」及び「育児休業等終了(予定)年月日」を記入してください。 ・ 育児休業等取得者申出書(延長)又は終了届の場合、事実発生日は変更後の「育児休業等開始年月日」及び「育児休業等終了(予定)年月日」を記入してください。
キ	遡及届書がア～カ以外の場合、届書名及び事実発生日を記入してください。 (届書例:被保険者区分変更届、被保険者所属選択・二以上事業所勤務届等)

※ 対象被保険者の保険料調整額に変更が生じる遡及届書が複数ある場合は、該当する届書の種別をすべて選び、それぞれの事実発生日を記入してください。

(例) 事実発生日から80日が経過したのちに「被保険者資格取得届」及び「被保険者報酬月額変更届」を同時に提出したことで保険料調整額に変更が生じる場合は、⑥遡及届書の種別・事実発生日欄のア及びウを○で囲み、それぞれの事実発生日を記入してください。

お知らせ

- ・ 事実発生日から80日が経過したのちに申出又は届出を行った場合で、当該申出又は届出により対象被保険者の保険料調整額に変更がない場合は、この届書の提出は必要ありません。